

令和3年11月16日

記者発表資料

総務部
財政部

令和3年第5回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案（7件） ※先議を必要とするもの

- ※① 令和3年度徳島市一般会計補正予算（第7号）
- ※② 令和3年度徳島市旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）
 - ③ 令和3年度徳島市一般会計補正予算（第8号）
 - ④ 令和3年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - ⑤ 令和3年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - ⑥ 令和3年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 - ⑦ 令和3年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第2号）

2 条例議案（5件）

- ① 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を定めるについて

3 単行議案（84件）

- ① 市道路線の廃止について《6路線》
- ② 市道路線の認定について《15路線》
- ③ 工事請負契約の締結について《田宮西ポンプ場5号雨水ポンプ設備工事》
- ④ 工事請負契約の締結について《新浜ポンプ場1号雨水ポンプ設備改築工事》
- ⑤ 訴訟の提起について《新町西地区市街地再開発事業損害賠償請求》
- ⑥ 損害賠償額の決定について《徳島市民病院における医療訴訟》
- ⑦ 損害賠償額の決定について《徳島市民病院における医療訴訟》
- ⑧～⑧4 指定管理者の指定について《徳島市渭北福祉館外76件》

4 報告（6件）

- ① 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（建物収去土地明渡等：財産管理活用課）》
- ④ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：財産管理活用課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：消防局警防課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：耕地課）》

5 追加提出予定議案

- ① 人事議案（3件）
 - (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - (2) 公平委員会委員の選任について
 - (3) 教育委員会委員の任命について

令和3年度12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第7号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	24,633,365	594,889	25,228,254
歳入合計	107,776,618	594,889	108,371,507

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
3 民生費	50,349,494	246,227	50,595,721	246,227			
7 商工費	1,704,757	143,060	1,847,817	143,060			
8 土木費	12,797,107	205,602	13,002,709	205,602			
歳出合計	107,776,618	594,889	108,371,507	594,889			

《歳出款別事業別》

◎ 民生費	【 246,227千円】
(1) 生活再建支援金支給事業費	63,361千円
(2) 子ども見守り宅食緊急支援事業費	4,104千円
(3) 年末・年始子ども食堂支援事業費	3,000千円
(4) 子育て世帯生活応援給付金事業費	175,762千円
◎ 商工費	【 143,060千円】
(1) 企業とちから阿波せる支援金給付事業費	143,060千円
◎ 土木費	【 205,602千円】
(1) 路線バス応援事業費	205,602千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 旅客自動車運送事業収益		493,862	72,063	565,925
	2 営業外収益	311,606	72,063	383,669

- ◎ 営業外収益-----新型コロナウイルス感染症対策に係る奨励金の受入に伴う所要の補正
72,063千円

一般会計補正予算（第8号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,578,000	3,548	9,581,548
15 国庫支出金	25,228,254	442,494	25,670,748
16 県支出金	8,836,846	178,274	9,015,120
21 市債	11,746,000	53,700	11,799,700
22 繰越金	131,047	235,733	366,780
歳入合計	108,371,507	913,749	109,285,256

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
3 民生費	50,595,721	737,718	51,333,439	559,443			178,275
6 農林水産業費	1,049,965	13,610	1,063,575		11,900		1,710
7 商工費	1,847,817	19,798	1,867,615	19,798			
8 土木費	13,002,709	120,096	13,122,805	29,000	41,800		49,296
9 消防費	3,214,777	5,000	3,219,777	5,000			
10 教育費	8,648,461	17,527	8,665,988	7,527			10,000
歳出合計	108,371,507	913,749	109,285,256	620,768	53,700		239,281

《歳出款別事業別》

- ◎ 民生費 【 737,718千円】
 - (1) 国民健康保険事業特別会計繰出金 12,000千円
 - (2) 介護給付費・訓練等給付費 713,098千円
 - (3) 介護保険事業特別会計繰出金 3,000千円
 - (4) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 600千円
 - (5) 児童手当等事務費 9,020千円

- ◎ 農林水産業費 【 13,610千円】
 - (1) 県営事業負担金（農業水利） 13,610千円

- ◎ 商工費 【 19,798千円】
 - (1) 観光施設整備費 19,798千円

- ◎ 土木費 【 120,096千円】
 - (1) 県営事業負担金（港湾） 46,500千円
 - (2) 訴訟費 15,596千円
 - (3) 新町西地区市街地再開発事業費 58,000千円

◎ 消 防 費	【	5, 0 0 0千円】
(1) 消防活動感染防止対策事業費		3, 6 5 7千円
(2) 消防広報強化事業費		1, 3 4 3千円
◎ 教 育 費	【	1 7, 5 2 7千円】
(1) 学校教育活動感染症対策事業費 (小学校)		4, 0 0 0千円
(2) 学校教育活動感染症対策事業費 (中学校)		2, 2 5 0千円
(3) 学校教育活動感染症対策事業費 (高等学校)		1, 2 7 7千円
(4) とくしまマラソン2022開催費補助		1 0, 0 0 0千円
◎ 繰越明許費補正 (追加)		
(1) 排水施設新設改良事業		7 7, 2 4 1千円
(2) 流域治水対策事業		6 7, 0 0 0千円
(3) 都市下水路事業		4 4 0, 0 0 0千円
(4) 徳島外環状道路周辺対策事業		7 5, 0 5 0千円
(5) 四国横断自動車道周辺対策事業	1, 4 9 3,	6 3 9千円
(6) 新町西地区市街地再開発事業		5 8, 0 0 0千円
◎ 債務負担行為補正 (追加)		
(1) コミュニティセンター指定管理料	(限度額：776,195千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(2) 老人いこいの家指定管理料	(限度額： 3,080千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(3) 公園管理事務所等整備事業	(限度額： 65,000千円 期間：令和3年度及び令和4年度)	
(4) まちづくり活動センター指定管理料	(限度額： 6,510千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(5) 天狗久資料館指定管理料	(限度額： 13,330千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(6) 考古資料館指定管理料	(限度額：160,975千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(7) 体操センター指定管理料	(限度額： 16,685千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(8) 夜間運動場指定管理料	(限度額： 19,885千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
(9) ライフル射撃場指定管理料	(限度額： 13,520千円 期間：令和4年度～令和8年度)	
◎ 債務負担行為補正 (変更)		
(1) 四国横断自動車道周辺対策事業		
(変更前) 限度額：344,000千円、期間：令和4年度		
(変更後) 限度額：434,000千円、期間：令和4年度		

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	4,059,243	△12,000	4,047,243
5 繰入金	2,722,173	12,000	2,734,173
歳入合計	24,645,635		24,645,635

感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に伴う所要の補正

介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	5,276,018	△3,000	5,273,018
7 繰入金	4,594,469	3,000	4,597,469
歳入合計	28,180,212		28,180,212

感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免に伴う所要の補正

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	2,975,307	△600	2,974,707
3 繰入金	951,355	600	951,955
歳入合計	3,934,884		3,934,884

感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に伴う所要の補正

市民病院事業会計補正予算（第2号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益		11,272,057	34,000	11,306,057
	2 医業外収益	1,582,303	34,000	1,616,303

【収益的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		11,458,624	34,000	11,492,624
	2 医業外費用	383,680	34,000	417,680

◎ 医業外費用…… 裁判所から提示された和解案に基づく損害賠償金について所要の補正

34,000千円

令和3年度 12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第7号）

※先議を必要とするもの

1	新型コロナウイルス感染症対策関連予算	【594,889千円】
(1)	生活再建支援金支給事業費〈生活福祉第一課〉【市独自／新規】	63,361千円
(2)	子ども見守り宅食緊急支援事業費〈子ども健康課〉【市独自／拡充】	4,104千円
(3)	年末・年始子ども食堂支援事業費〈子ども政策課〉【市独自／新規】	3,000千円
(4)	子育て世帯生活応援給付金事業費〈子育て支援課〉【市独自／新規】	175,762千円
(5)	企業とちから阿波せる支援金給付事業費〈経済政策課〉【市独自】	143,060千円
(6)	路線バス応援事業費〈地域交通課〉【市独自】	205,602千円

一般会計補正予算（第8号）

1	新型コロナウイルス感染症対策関連予算	【47,925千円】
(1)	国民健康保険事業特別会計繰出金〈健康福祉政策課〉【市独自】	12,000千円
(2)	介護保険事業特別会計繰出金〈高齢介護課〉【市独自】	3,000千円
(3)	後期高齢者医療事業特別会計繰出金〈健康長寿課〉【市独自】	600千円
(4)	観光施設整備費〈にぎわい交流課〉【市独自／新規】	19,798千円
(5)	消防活動感染防止対策事業費〈消防局総務課〉【市独自／新規】	3,657千円
(6)	消防広報強化事業費〈消防局総務課〉【市独自／新規】	1,343千円
(7)	学校教育活動感染症対策事業費（小学校）〈教育総務課〉【国】	4,000千円
(8)	学校教育活動感染症対策事業費（中学校）〈教育総務課〉【国】	2,250千円
(9)	学校教育活動感染症対策事業費（高等学校）〈市高事務局〉【国】	1,277千円
2	その他	【865,824千円】
(1)	（障害者）介護給付費・訓練等給付費〈障害福祉課〉	713,098千円
(2)	児童手当等事務費〈子育て支援課〉	9,020千円
(3)	県営事業負担金	60,110千円
①	農業水利施設保全対策事業〈耕地課〉	13,610千円
②	港湾改修事業〈道路維持課〉	46,500千円
(4)	訴訟費〈都市建設政策課〉	15,596千円
(5)	新町西地区市街地再開発事業費〈都市建設政策課〉	58,000千円
(6)	とくしまマラソン2022開催費補助〈文化スポーツ振興課〉	10,000千円

※ 繰越明許費補正（追加）

(1) 排水施設新設改良事業〈河川水路課〉	77,241千円
(2) 流域治水対策事業〈河川水路課〉	67,000千円
(3) 都市下水路事業〈河川水路課〉	440,000千円
(4) 徳島外環状道路周辺対策事業〈広域道整備課〉	75,050千円
(5) 四国横断自動車道周辺対策事業〈広域道整備課〉	1,493,639千円
(6) 新町西地区市街地再開発事業〈都市建設政策課〉	58,000千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 指定管理料

指定管理者の指定に伴い、令和4年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

① コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉

（限度額：776,195千円、期間：令和4年度～令和8年度）

② 老人いこいの家指定管理料〈高齢介護課〉

（限度額：3,080千円、期間：令和4年度～令和8年度）

③ まちづくり活動センター指定管理料〈市民協働課〉

（限度額：6,510千円、期間：令和4年度～令和8年度）

④ 天狗久資料館指定管理料〈社会教育課〉

（限度額：13,330千円、期間：令和4年度～令和8年度）

⑤ 考古資料館指定管理料〈社会教育課〉

（限度額：160,975千円、期間：令和4年度～令和8年度）

⑥ 体操センター指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：16,685千円、期間：令和4年度～令和8年度）

⑦ 夜間運動場指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：19,885千円、期間：令和4年度～令和8年度）

⑧ ライフル射撃場指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：13,520千円、期間：令和4年度～令和8年度）

(2) 公園管理事務所等整備事業〈公園緑地課〉

公園管理事務所の移転に伴う、新築工事について、令和3年度中に契約を締結、令和4年度までを期間として事業を実施するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：65,000千円、期間：令和3年度及び令和4年度）

※ 債務負担行為補正（変更）

(1) 四国横断自動車道周辺対策事業〈広域道整備課〉

高速道路の建設に伴い周辺対策として実施する事業について、（仮）小松東緑地公園整備事業等の追加工事が必要となったため、債務負担行為の補正を行う。

（変更前）限度額：344,000千円 期間：令和4年度

（変更後）限度額：434,000千円 期間：令和4年度

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
107,776,618千円	1,508,638千円	109,285,256千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	増減額
12月 補正計上額	給与改定等関係	△ 316,939		316,939
	その他の補正	1,407,485	1,508,638	101,153
12月 補正後予算額		132,085,632	109,285,256	△ 22,800,376

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、所要の補正を行う。

- 1 国民健康保険料……………△12,000千円
- 2 一般会計繰入金……………12,000千円

補正前の額	補正額	計
24,645,635千円		24,645,635千円

介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、所要の補正を行う。

- 1 介護保険料……………△3,000千円
- 2 一般会計繰入金……………3,000千円

補正前の額	補正額	計
28,180,212千円		28,180,212千円

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免について、所要の補正を行う。

- 1 後期高齢者医療保険料……………△600千円
 2 一般会計繰入金……………600千円

補正前の額	補正額	計
3,934,884千円		3,934,884千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

※先議を必要とするもの

新型コロナウイルス感染症対策に係る奨励金の受け入れに伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

- 1 営業外収益（他会計補助金）……………72,063千円

補正前の額	補正額	計
493,862千円	72,063千円	565,925千円

市民病院事業会計補正予算（第2号）

裁判所から提示された和解案に基づく損害賠償金について、所要の補正を行う。

【収益的支出】

- 1 医業外費用（雑損失）……………34,000千円

補正前の額	補正額	計
11,458,624千円	34,000千円	11,492,624千円

令和3年第5回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料について、次のとおり改正する。

1 手数料の新設

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可申請手数料を1件につき160,000円とする。

2 施行期日

令和4年2月20日から施行する。

② 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

国民健康保険法施行令の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置

未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の当該被保険者均等割額に、10分の5を乗じて得た額とする。

2 施行期日等

令和4年4月1日から施行し、令和4年度以後の年度分の保険料について適用する。

③ 徳島市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を定めるについて

都市計画法の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 市街化調整区域における開発行為等の許可に係る条例区域の見直し

市街化調整区域において特例的に開発及び建築を認める区域として条例で定める土地の区域から、原則として土砂災害警戒区域等災害リスクの高いエリアを除く。

2 施行期日等

令和4年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る開発行為等の許可から適用する。

④ 徳島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を定めるについて

建築基準法に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 適用地区

この条例の規定は、都市計画法の規定により告示された大規模集客施設制限地区（以下「告示地区」という。）の区域内において適用する。

2 建築物の用途の制限

(1) 告示地区の区域内においては、建築基準法別表第2（か）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(2) 市長は、(1)の許可に際して、地区における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全のための条件その他必要な条件を付することができる。この場合において、当該条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

3 既存の建築物に対する制限の緩和

(1) この条例の施行の際現に存する建築物で前記2の(1)の制限（以下「用途制限規定」という。）に適合しないものの増築については、その敷地内において行うものであり、増築後の床面積の合計が用途制限規定を受けることとなったときの床面積の合計の1.2倍を超えないものであること等の条件を満たす場合においては、用途制限規定を適用しない。

(2) この条例の施行の際現に存する建築物で用途制限規定に適合しないものについて、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、用途制限規定を適用しない。

4 建築物の敷地が告示地区の内外にわたる場合の措置

建築物の敷地が告示地区の内外にわたる場合において、その敷地の過半が告示地区の外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について用途制限規定を適用しない。

5 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

6 罰則

(1) 用途制限規定に違反した場合における当該建築物の建築主等は、50万円以下の

罰金に処する。

- (2) 法人の代表者、人の使用人等が、法人又は人の業務に関し、前記(1)の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人についても刑を科する。

7 施行期日

令和4年1月1日から施行する。

⑤ 徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を定めるについて

1 目的

新型コロナウイルス感染症について、市の責務並びに市民及び事業者の役割を定め、新型コロナウイルス感染症との共生を見据えた感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱い等（差別的な取扱い又は言動、誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、名誉又は信用を毀損する行為その他の権利利益を侵害する行為をいう。以下同じ。）を禁止することにより、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活と市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

2 市の責務

- (1) 市は、国、徳島県、市民及び事業者と連携し、地域の特性に配慮しながら、新型コロナウイルス感染症対策の的確かつ迅速な実施に万全を期することにより、新型コロナウイルス感染症との共生を見据えた感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組まなければならない。
- (2) 市は、地域の感染状況に即応した情報発信や行動変容に資する啓発に取り組まなければならない。
- (3) 市は、新型コロナウイルス感染症に関し、差別的取扱い等の禁止に関する啓発を行うとともに、差別的取扱い等を受けた者の相談に応じるほか、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民の役割

- (1) 市民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つよう努めなければならない。
- (2) 市民は、マスクの着用、手洗い及び手指消毒の徹底、密閉された空間、密集する場所及び密接する場面の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な

感染防止策の実践に努めなければならない。

- (3) 市民は、市が実施する新型コロナウイルス感染症に係る施策に協力するものとする。

4 事業者の役割

- (1) 事業者は、その管理する場所及び施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、その従業員及びその家族が新型コロナウイルス感染症に関し、差別的取扱い等を受けることがないように十分配慮するものとする。
- (3) 事業者は、市が実施する新型コロナウイルス感染症に係る施策に協力するものとする。

5 差別的取扱い等の禁止

- (1) 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染していること又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないことその他新型コロナウイルス感染症に関していかなる理由によっても差別的取扱い等をしてはならない。
- (2) 何人も、新型コロナウイルス感染症に関し、根拠のない情報又は事実を反する情報を流布するなど、差別的取扱い等を助長する行為をしてはならない。

6 委任

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

7 施行期日

公布の日から施行する。